

## 東近江市能登川アリーナ及び東近江市能登川グラウンドの 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

東近江市能登川アリーナ及び東近江市能登川グラウンドの指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市能登川アリーナ 東近江市能登川グラウンド	滋賀県彦根市彦富町 9 1 3 番地 1 S P キムラ S S K グループ 代表企業 株式会社スポーツ ショップキムラ	令和 2 年 1 0 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案理由

東近江市能登川アリーナ及び東近江市能登川グラウンドの指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。